

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
矢掛町	中 (原, 城江, 江本)	令和3年3月29日	令和5年3月31日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	49.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	38.5ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	7.9ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	1.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.2ha
iii うちアンケート未回答及び後継者はいるが規模縮小や離農したい農業者の耕作面積の合計	4.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・アンケート回収者の農地面積の約2割が75才以上となっている。
- ・現状地域内の農地は中心経営体による引き受ける意向があるものの、今後中心経営体の高齢化が見込まれるため、新たな農地の担い手の確保が必要である。
- ・耕作条件の悪い農地は、将来的に荒廃農地(耕作放棄地)になる可能性が高い。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・経営主が離農する際には、地域の中心経営体に引き受けてもらうことで、農地の集約化を図っていく。今後リタイアする農家が出てきた場合は、中心経営体の農事組合法人が引き受ける。

- ・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成や集落営農の経営力向上を目指す。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・農地中間管理機構の活用方針  
経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構等を活用し中心経営体への貸借を進める。

- ・新規・特産化作物の導入方針  
米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い園芸作物の生産に取り組む。